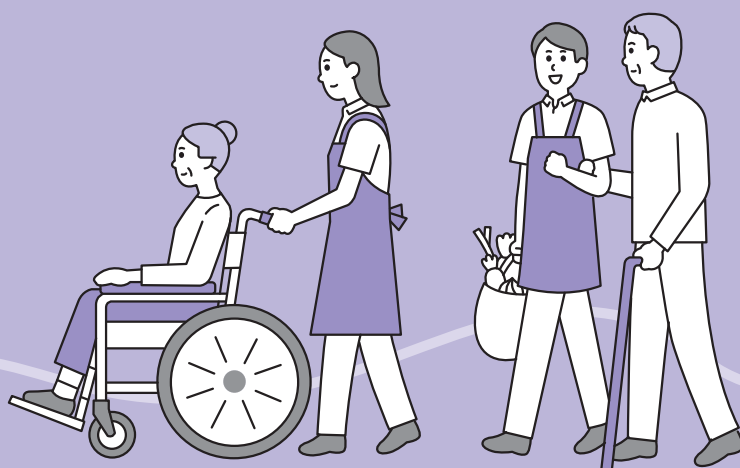


南山城村

第10次高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月
京都府南山城村



計画策定の趣旨

本村では、国・府よりも著しい超高齢化が進展する中で、住民・事業者・行政の協働により、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていける村づくりをめざすための指針となる計画として、令和3年度～令和5年度を計画期間とする『南山城村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定し、幅広い高齢者福祉施策の展開を図ってきました。

地域包括ケアシステムの構築をはじめ、本村がこれまで取り組んできた様々な施策や事業の成果と課題を踏まえた上で、国・府の方針や計画を反映し、本村の高齢者の暮らしや意向の実態に基づいた総合的な高齢者福祉施策のさらなる推進を図る指針として、『南山城村第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定します。

計画の位置づけ

>>> 計画の位置づけ

① 制度的な位置づけ

本計画は、老人福祉法（第 20 条の8第1項）の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法（第 117 条第1項）の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。

② 他計画との関係

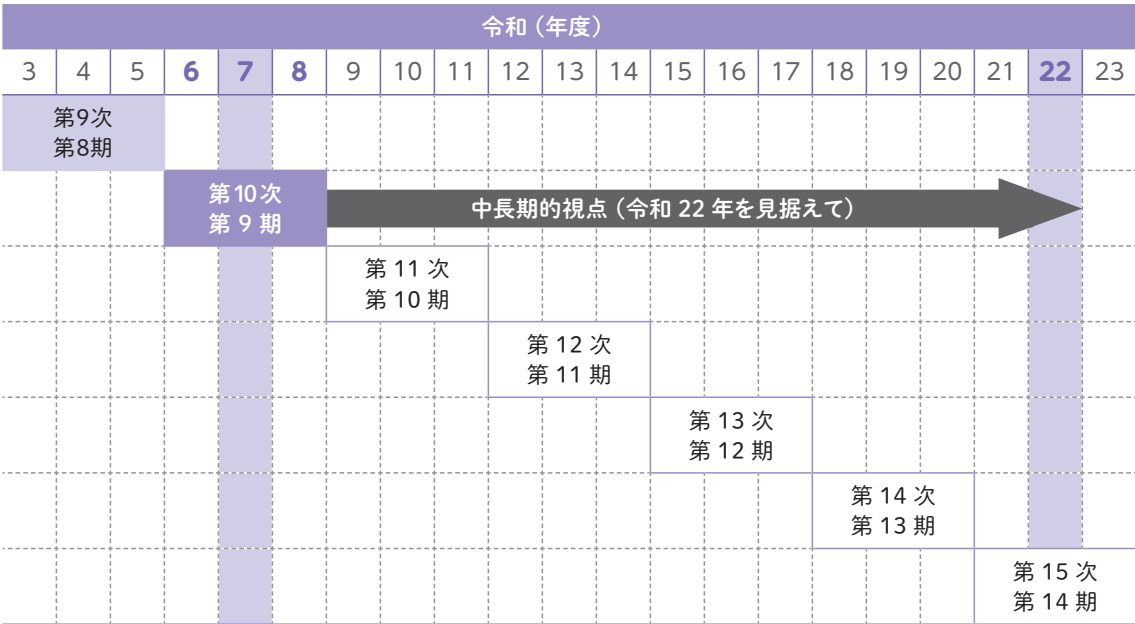
本計画は国・府の関連する制度・計画等を踏まえるとともに、本村のまちづくりにおける最上位計画である「南山城村総合計画」に基づく高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、笠置町・和束町と連携して策定する地域福祉計画や、他の関連分野における本村の個別計画と整合性のある計画として策定します。

>>> 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、介護保険制度の下での第9期の計画となります。

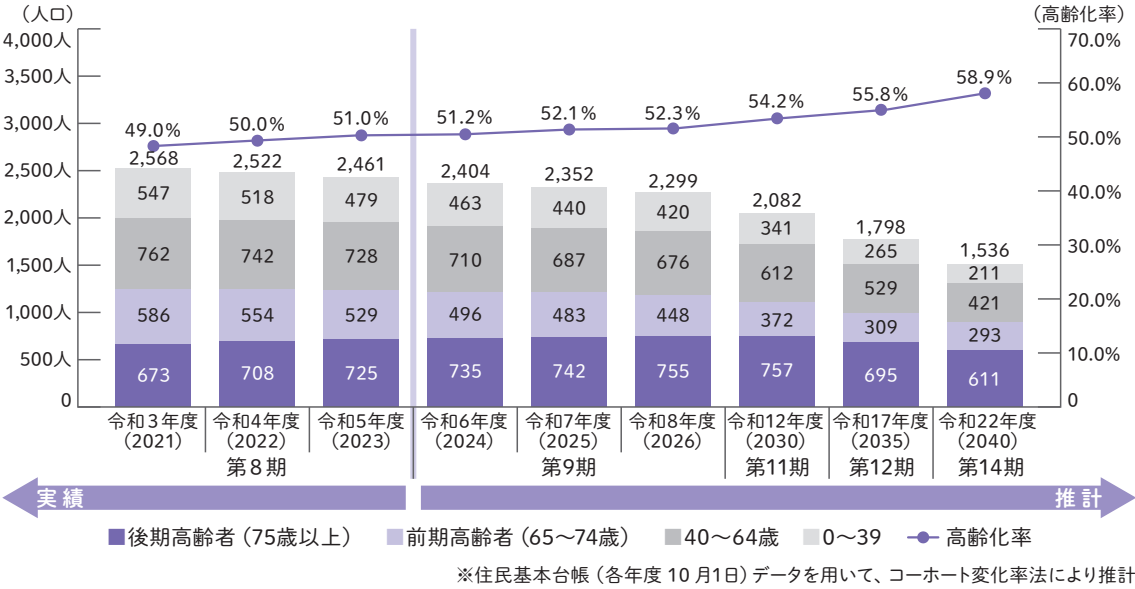
ただし、本計画は、現役世代の急減と介護需要が特に高い 85 歳以上の高齢者の増加が想定される令和 22 年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定していく必要があります。



南山城村の人口・認定者数の見込み

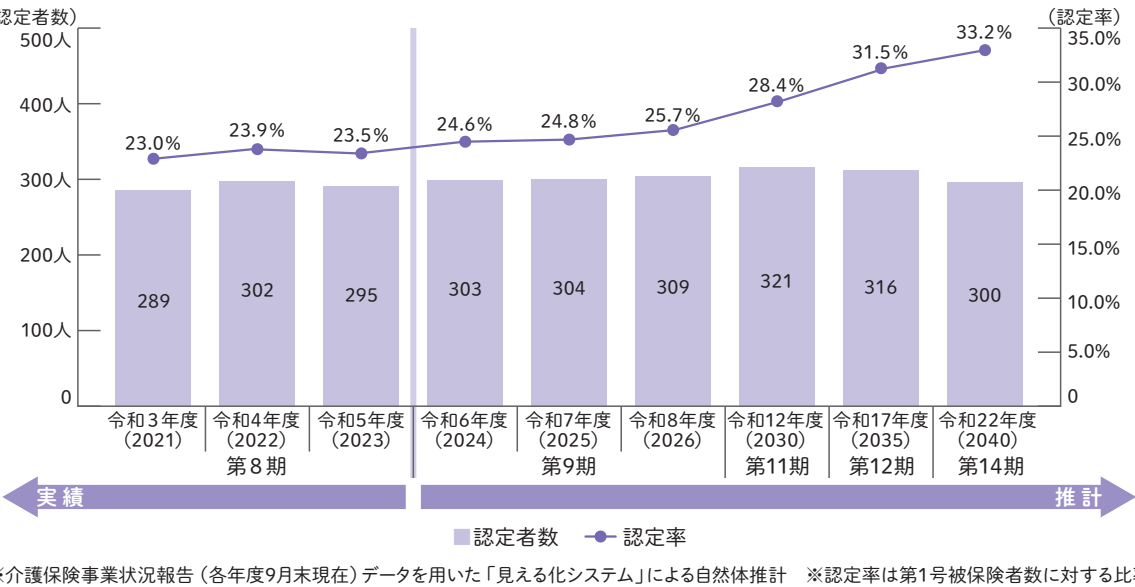
総人口は今後も減少し、令和5（2023）年度の 2,461 人から令和 22（2040）年度には 1,536 人となる見込みです。65 歳以上の高齢者（第1号被保険者）人口の減少は、総人口と比べて緩やかに進み、高齢化率については今後も増加し、令和 22（2040）年度には 58.9%となる見込みです。

■将来人口と高齢化率の推移



認定者数については令和5（2023）年度の 295 人から、令和 12（2030）年度頃にかけて増加し、以降は減少に転じ、令和 22（2040）年度には 300 人となる見込みです。認定率についても、令和5（2023）年度の 23.5%から、令和 22（2040）年度には 33.2%となる見込みです。

■認定者数と認定率の推移



計画の基本的な考え方

「南山城村第4次総合計画」では、めざすべき将来像として“自然が薫り 絆が生きる 自立する むら！みなみやましろ”を掲げており、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画では、「支え合いの心を育み、絆が生きる南山城村」を基本理念として掲げています。

こうした上位計画のビジョン・理念は、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・進化の考え方等に結びつくものであり、本計画においても、これまで以上に「地域の力=絆」を強め、地域における支え合いによって、様々な課題を解決していくことが重要です。

こうした観点から、本計画においては、基本理念として「絆を生かし 地域で支え合える 村づくり」を設定しています。

また、その実現に向けて4つの基本目標に基づいた多様な施策を展開するとともに、「地域包括ケアシステムの構築・充実」に取り組んでいきます。

基本理念

絆を生かし 地域で支え合える 村づくり

一人ひとりが、いつまでも健康で、
住み慣れた地域で互いに支え合いながら、
いきいきと心豊かに暮らせる村づくりを
継承し、進めていきます。

基本目標

- 》》》基本目標① 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり
- 》》》基本目標② 健康寿命の延伸と活躍や交流の機会・場づくり
- 》》》基本目標③ 尊厳を持って安全に暮らせる基盤づくり
- 》》》基本目標④ 安心してサービスを受けることのできる村づくり

基本目標に基づき関連する施策、事業を総合的に推進

地域包括ケアシステムの構築・充実

基本目標に基づく施策等を再整理し、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの構築と充実に向けた取組を引き続き推進します。

基本目標に基づく施策の展開

》》》基本目標① 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

住み慣れた自宅や地域での暮らしの希望の実現に向けて、これまで培われてきた人と人、地域や行政・関係機関等の“絆”を生かし、地域包括支援センターを中心に医療、保健、福祉、地域活動、介護等の連携をさらに強化し、ともに見守り、助け合い、支え合いながら、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組み「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

推進施策

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 地域包括ケアの推進
- ③ 医療・介護の連携
- ④ 相談支援体制の維持

》》》基本目標② 健康寿命の延伸と活躍や交流の機会・場づくり

フレイル（健康と要介護の間の虚弱な状態）の予防や改善に向けて、保健事業と介護予防の一体的な取組など、健康寿命の延伸に向けた多様な取組を進めます。

また、アフターコロナを見据え、生きがいを持ちながら、明るく活力のある生活を続けていくため高齢期の多様な活躍や交流の機会・場づくりに取り組みます。

推進施策

- ① 高齢期の健康づくりの推進
- ② 生きがい活動・居場所づくりの支援

》》》基本目標③ 尊厳を持って安全に暮らせる基盤づくり

令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるといわれている中で、先般成立した認知症基本法の理念を踏まえた認知症施策を総合的に推進していきます。

また、高齢者虐待の防止を含めた権利擁護を推進するとともに、大規模な災害や感染症の発生時も含め、緊急時においても安心して暮らせる基盤づくりに取り組みます。

推進施策

- ① 認知症高齢者への支援
- ② 高齢者の虐待防止と権利擁護
- ③ 安全に暮らせる体制づくり

》》》基本目標④ 安心してサービスを受けることのできる村づくり

必要なサービス等を安心して利用できるように、住民のニーズを踏まえた介護保険サービス等の提供体制の維持・充実に取り組みます。

併せて、本村の実態に応じた地域支援事業等を実施するとともに、住民が主体となった生活支援サービス等の充実についても検討を進めます。

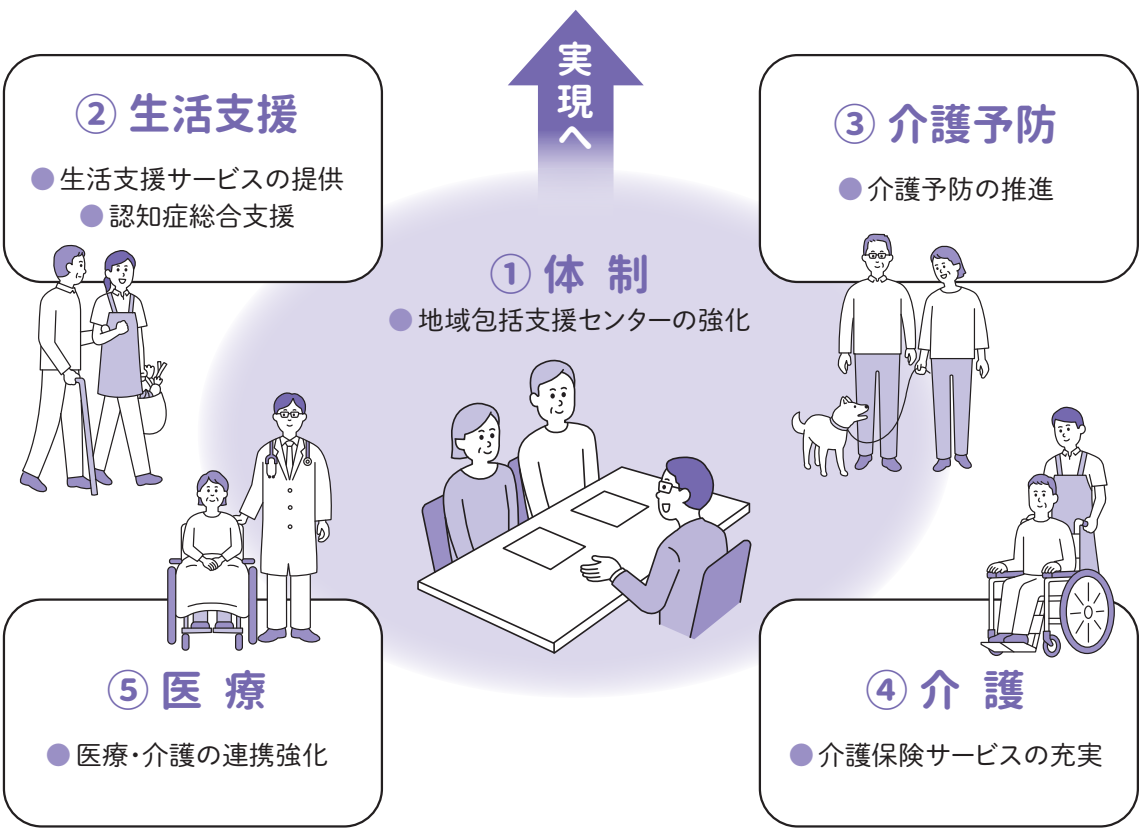
推進施策

- ① 地域支援事業の充実
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）
- ③ 包括的支援事業（地域支援事業）
- ④ 任意事業（地域支援事業）
- ⑤ 基幹的な介護サービスの充実
- ⑥ その他の事業・サービス

地域包括ケアシステムの構築・充実

南山城村における地域包括ケアシステムは、「体制」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」の5つの枠組みで構築・充実し、住み慣れた我が家・地域での暮らしの実現につなげていきます。

住み慣れた我が家・地域での暮らし



本計画期間中に整備を進める地域包括ケアシステムを構成する仕組み・機能・取組

① 体制	● 24 時間、365 日相談を受ける体制の構築
② 生活支援	● 生活支援を担うボランティアの養成（掃除や洗濯、ゴミ出し等簡易な生活援助）
③ 介護予防	● 住民主体の介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可） ● 総合事業の実施状況の調査・分析・評価
④ 介護	● 介護人材の育成・確保に関する取組 ● 広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備
⑤ 医療	● 連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療連携拠点の設置

※ここで示す内容は、あくまで本計画期間中に整備をめざす仕組み・機能・取組であり、本村における地域包括ケアシステムを構成する要素のすべてを示すものではありません。

広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備

本村に加え、木津川市・精華町・和束町・笠置町の山城南圏域5市町村の介護老人福祉施設の待機者の解消を目的に本計画期間中に「広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」の整備に取り組みます。

整備方針

広域型特別養護老人ホームの整備により、山城南圏域内の介護老人福祉施設における待機者数の解消並びに介護従事者への安定した雇用環境の創出、本村からの介護人材の流出の抑制につなげます。また、同施設を活用し、通所介護・短期入所生活介護等を展開することで、フレイルや重度化の予防につながるリハビリテーション機能の充実など、在宅介護サービスの拡充を行います。

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料

第9期の第1号被保険者の介護保険料

第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準月額は、第8期の 6,200 円から次のような金額となります。

第9期の第1号被保険者の介護保険料基準月額 = 6,400 円

介護保険料の設定の概要

介護保険料の計算の流れ	介護保険料増加の主要要素等
① 将来認定者数の推計	今後3年間、後期高齢者人口が増加する中で、介護サービスを利用する要介護認定者数が第8期と比べ増加することが見込まれます。
② 介護保険サービスの利用量の推計	介護保険サービス利用量は、過去のサービスの利用状況と今後の要介護認定者数から見込むこととなります。今後、要介護認定者数が増加する中で、サービスの利用量も増加することが見込まれます。
③ 介護保険サービスの給付費の推計	サービスの給付費は、サービスの利用量と、サービスの単価から見込むこととなります。今後、サービスそのものの利用が増加することに加え、令和6年度から制度改正に伴う介護報酬単価も上乘せされることから、給付費の増加が見込まれます。
④ 第9期の費用額見込み = 1,332,751,128 円 （※参考 第8期の費用額見込み = 1,285,192,007 円）	
⑤ 第9期の介護保険料	介護保険事業にかかる費用額のうち 23%が第1号被保険者に保険料としてご負担いただくこととなりますが、負担いただく金額は所得等によって異なります。（※所得の段階については次ページを参照）

介護保険料 増加の 主要素

※詳細はP7を
参照ください

- 介護保険サービスの利用が想定される要介護認定者数の増加が見込まれる
- 要介護認定者数の増加に伴い介護保険サービスの利用量の増加が見込まれる
- 介護報酬改定に伴うサービス単価の上昇により、介護保険サービスの給付費が増加する

上記を踏まえ、第9期における第1号被保険者の保険料を算定すると基準月額（第5段階）は6,400円となります。

なお、第1～3段階の「基準額に対する割合」および「保険料」は、制度に基づく公費による軽減措置後の内容を掲載しています。 ※今後、制度改正等により、軽減措置の内容が変更になる場合があります。

■所得段階別介護保険料

（単位：円）

所得 段階	課税区分等			基準額に 対する割合	保険料	
					月 額	年 額
第1 段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	1,830	21,960
第2 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485	3,110	37,320
第3 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.685	4,390	52,680
第4 段階	本人が住民税非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,760	69,120
第5 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	6,400	76,800
第6 段階	本人が住民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	1.30	8,320	99,840
第7 段階			本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.40	8,960	107,520
第8 段階			本人の合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.70	10,880	130,560
第9 段階			本人の合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.90	12,160	145,920
第10 段階			本人の合計所得金額が300万円以上350万円未満	2.20	14,080	168,960
第11 段階			本人の合計所得金額が350万円以上450万円未満	2.50	16,000	192,000
第12 段階			本人の合計所得金額が450万円以上600万円未満	2.70	17,280	207,360
第13 段階			本人の合計所得金額が600万円以上	3.00	19,200	230,400

概要版

南山城村

第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年3月発行 発行／南山城村 編集／南山城村 保健医療課

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1

TEL:0743-93-0104 FAX:0743-93-0444 HP:<https://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp>